

○登米市建設工事総合評価一般競争入札実施要領

平成30年 7 月26日

告示第157号

登米市建設工事総合評価一般競争入札（簡易型及び特別簡易型）試行実施要領（平成20年登米市告示第120号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、市が発注する建設工事において、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、価格及び技術の両面で最も優れている入札参加者を落札者として決定する入札方式（以下「総合評価一般競争入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点をいう。
- (2) 価格以外の評価点 入札参加者から提出された総合評価技術資料に基づいて算定した評価点をいう。
- (3) 総合評価点 価格評価点に価格以外の評価点を加えた評価点をいう。

（対象工事）

第3条 総合評価一般競争入札により請負契約を締結することができる工事は、当該工事を所管する課室等の長の職にある者（以下「工事担当課長等」という。）が、価格及び価格以外の技術、施工能力等を総合的に評価することが適当と認める工事で、登米市競争入札契約業者指名委員会（以下「指名委員会」という。）で審議した結果、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた工事（以下「対象工事」という。）とする。

- (1) 工程管理、施工上配慮すべき事項、品質管理方法等の施工計画及び同種、類似の工事の施工経験等並びに入札価格を一体として評価することが妥当であると認められる工事
- (2) 企業の施工能力、配置予定技術者の能力、企業の地域貢献度等及び入札価格を一体として評価することが妥当であると認められる工事
- (3) その他市長が特に必要と認める工事

（落札者決定基準の設定）

第4条 落札者決定基準（施行令第167条の10の2第3項の規定による基準をいう。以下同じ。）は、価格以外の評価項目、評価基準及び評価方法並びに落札者の決定方法とする。

2 市長は、対象工事の落札者決定基準を定めようとするときは、当該基準を定める

際に留意すべき事項に関し、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による意見の聴取において、当該基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて、併せて意見を聴くものとする。

（評価項目及び評価基準の設定）

第5条 市長は、対象工事に係る性能、機能、技術等に関し当該工事の目的及び内容に応じて、入札実施の際に評価の対象とする評価項目を設定するものとし、工事の内容及び難易度に応じて、評価項目ごとに配点を行うものとする。

- 2 市長は、前項の評価項目ごとに客観的に判断できる評価基準を設定するものとする。

- 3 市長は、評価項目の設定に当たっては、特定の要素のみが評価対象とならないように公平性の確保に配慮しなければならない。

（価格以外の評価点の設定）

第6条 市長は、前条第2項に規定される評価基準に応じて、同条第1項で配点された内数で評価点を設定するものとする。

（価格評価点の設定）

第7条 市長は、当該入札における最低の入札価格とその他の入札者の入札価格との割合に応じて配分した点数を価格評価点として設定するものとする。

（入札参加者への周知）

第8条 市長は、入札公告において次に掲げる事項について周知するものとする。

- (1) 当該工事が総合評価一般競争入札で行われること。
- (2) 入札参加者の価格以外の評価を行うため、総合評価技術資料を提出すること。
- (3) 落札候補者は総合評価技術資料の記載内容を証明する資料を提出すること。
- (4) 価格以外の評価点に関する評価項目及びその配点
- (5) 落札者の決定基準及び決定方法
- (6) 総合評価技術資料の内容について確認の必要があると認められる場合、配置予定技術者に対してヒアリングを実施すること。
- (7) 登米市低入札価格調査制度実施要綱（平成30年登米市告示第156号。以下「実施要綱」という。）第2条第4号に規定する調査基準価格を下回る価格による入札があった場合は、実施要綱に基づく低入札価格調査（以下単に「低入札価格調査」という。）を行うこと。
- (8) その他市長が必要と認める事項

（総合評価資料等の提出）

第9条 開札の結果、予定価格の範囲内の入札があった場合、入札参加者（実施要綱第2条第6号に規定する失格基準価格を下回る入札者を除く。）は、総合評価技術

資料を市長が指定する日までに提出しなければならない。総合評価技術資料のほかに市長が必要と認める資料がある場合も同様とする。

(評価結果の報告)

第10条 工事担当課長等及び実施要綱第2条第2号に規定する契約担当課長は、入札参加者のうち次の各号の要件を満たすものについて落札者決定基準に基づく評価を行い、その結果を指名委員会に報告するものとする。

(1) 入札公告に定めた入札参加資格の条件を全て満たしている者

(2) 実施要綱第2条第6号に規定する失格基準価格以上の入札者

(落札者の決定方法)

第11条 落札候補者は、総合評価点が最も高い者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が複数あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格の同じ者が複数あるときは、落札候補者についてくじで定める。

2 入札価格が実施要綱第2条第4号に規定する調査基準価格を下回っているときは、低入札価格調査を行い、落札候補者を決定するものとする。

3 市長は、指名委員会が前条の報告の結果を受けて落札候補者を落札者として不適当と判断した場合は、当該候補者に対して、速やかに入札不適格の旨を通知するものとする。この場合において、同候補者に次ぐ総合評価点の入札参加者がいるときは、当該参加者を新たな落札候補者とし、第1項から第2項までの規定を準用する。

4 市長は、落札者を決定しようとするときは、価格その他の条件が市にとって最も有利なものの決定について、第4条第3項の規定により再度意見聴取が必要とされた場合は、その意見を聴かなければならない。

5 第3項後段の規定を適用してもなお落札者が決定しないときは、入札執行者（登米市事務決裁規程（平成17年登米市訓令第1号）別表第1の6の表(4)の項に規定する決裁権者をいう。）は、当該入札を中止するものとし、全ての入札参加者に対してその旨を通知するものとする。

(総合評価技術資料の取扱方法)

第12条 入札参加者から提出された総合評価技術資料の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 入札参加者の資格審査及び評価以外に使用しない。ただし、当該資料を提出した者から承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 落札者が決定したとき又は入札が中止となったときは、速やかに返却又は廃棄するものとする。

(3) 提出期限を経過した後における訂正、差換え及び再提出は認めない。

(書類の作成費用)

第13条 入札参加者が総合評価技術資料の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

第14条 監督職員及び検査職員は、対象工事の監督及び検査に当たっては、総合評価技術資料で提出された内容の履行状況を確認するものとする。

- 2 自然災害等の不可抗力による場合を除き、総合評価技術資料の施工計画によることが困難で工事請負額が増額する場合であっても、設計変更等は認めないものとする。

(秘密の保持)

第15条 この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は、別に法律の定めがある場合を除き、公表しないものとする。

- 2 学識経験者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(入札結果の公表)

第16条 市長は、総合評価一般競争入札により落札者を決定した場合には、登米市公共工事の発注見通し等の公表に関する要領（平成17年登米市告示第286号）に基づき公表するものとする。

- 2 市長は、入札調書には次に掲げる事項を記載し、公表するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札を行った理由
- (2) 価格評価点、価格以外の評価点及び総合評価点
- (3) 落札者とした理由

(委任)

第17条 この要領に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年8月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、この告示の施行の日から2年を経過した場合において、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和4年3月31日告示第84号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月17日告示第131号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年5月17日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第94号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月1日告示第151号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。